

消 防 法 に よ る 命 令 の 公 告

防火対象物の所在地 秋田市大町六丁目2番17号

防火対象物の名称 ファッションヘルス クリスタル

命令を受けた者の氏名 エム・エス・ティ・ジャパン株式会社

取締役 三 塚 修 二

この防火対象物は、消防法（昭和23年法律第186号）に違反しているの
で、令和4年9月12日付けで消防法第5条第1項の規定に基づき、次の事
項を命じたものである。

命令事項

令和4年12月12日までに当該防火対象物の屋内階段1階から3階部分
の撤去されている防火戸を、有効な防火区画となるよう改修すること。

（消防法第5条第1項）

令和4年9月12日

秋田消防署長

伊 藤 博 之